藤沢市公告第２５３号

次の特定空家等の所有者に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２２条第３項の規定に基づき措置をとることを２０２６年１１月４日付け住特命第８－２号により命じましたので、同条第１３項の規定により公示します。なお、この公示は、第三者に不測の損害を与えることかを未然に防止する観点から、命令が出ている旨をお知らせするものです。

１　対象となる特定空家等

所 在 地　　藤沢市用田２６５１番地の２

用　　途　　住宅

２　措置の内容

⑴　特定空家等である建築物及びこれに附属する工作物のすべてを措置の期限までに除却すること。

⑵　当該建築物の敷地に定着する立木等を措置の期限までにすべて伐採すること。

⑶　当該建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。

⑷　特定空家等の除却又は伐採により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

３　命ずるに至った事由

⑴　特定空家等である建築物の屋根瓦が多数落下し、屋根も一部崩落し、及び壁板は剥がれて落下していることから老朽化等により破損が著しく、そのまま放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれのある状態である。

⑵　当該建築物に附属するブロック塀の一部が崩落し隣地側に倒れていること、及び当該ブロック塀全体が隣地側に傾いていることから、そのまま放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれのある状態である。

⑶　敷地内に存する立木等が当該建築物の全面を覆う程度まで繁茂し、立木の腐朽、倒木又は枝折れが著しい状況にあることから、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態である。

⑷　敷地内に存する当該建築物が繁茂した草木に覆われていることから、著しく景観を損なっている状態である。

⑸　敷地内にごみや様々な放置物である動産が残置されていること及び草木が繁茂していることで、蚊やハエなどが発生していたことから、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態である。

４　命令の責任者

藤沢市計画建築部住まい暮らし政策課長　山本　博史

連絡先　０４６６－５０－３５４１

５　措置の期限

２０２６年（令和８年）１２月１８日